

# 議会運営委員会記録

令和5年2月17日（金）

開議 09 時 58 分

閉議 11 時 16 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、  
串崎委員（代理：村木議員）、小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、松井庶務係長、中谷書記

---

## 議 題

### 1 令和5年3月浜田市議会定例会議について

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第13弾】（案）について

資料1-1

- (2) 令和5年3月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案等について

資料1-2、1-3

・ 請願文書表（案）

資料1-4

- (3) 令和5年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1-5

- (4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

資料1-6

- (5) その他

### 2 令和5年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

資料2

### 3 浜田市議会個人情報の保護に関する条例の制定について

資料3-1～3-4

### 4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

資料4

### 5 浜田市議会傍聴規則の見直しの検討について

資料5

### 6 その他

- (1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

資料6

【対象】 ア 各市議会議長会（島根県市議会議長会、中国市議会議長会、  
全国市議会議長会、全国市議会議長会特定第三種漁港協議会）

イ 浜田地区広域行政組合議会

ウ 浜田市都市計画審議会

エ 浜田市土地開発公社

次ページあり

(2) 令和4年12月浜田市議会定例会議議会傍聴者のアンケート結果について

資料7

(3) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 09 時 58 分 開議 ]

布施委員長 | ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。なお串崎委員が欠席のため代理として村木議員が出席されている。それではレジュメに沿って進めていく。

1 令和5年3月浜田市議会定例会議について

(1) 新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策【第13弾】(案)について

布施委員長 | 資料1-1について、総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )

(2) 令和5年3月浜田市議会定例会議の付議事件及び付託案等について

布施委員長 | 付議事件について、総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | 続いて付託先等について事務局長から説明をお願いします。  
河上局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(3) 令和5年3月浜田市議会定例会議の会議予定について

布施委員長 | こちらは本日から3月17日の定例会議終了までの会議予定について説明をお願いします。  
河上局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(4) 予算決算委員会の流れ及び発言通告書について

布施委員長 | 説明をお願いします。  
河上局長 | ( 以下、資料をもとに説明 )  
布施委員長 | ただいまの説明について質疑はあるか。  
( 「なし」という声あり )

(5) その他

布施委員長 | 執行部から何かあるか。  
総務部長 | 議案第9号について、可決された場合は議決後にゆうひパーク浜田株式会社に財産を無償貸与することについて、追加提案する。また先ほど事務局長の説明にもあったが、コロナ支援策の補正予算や2月1日に公布された健康保険法施行令等の一部改正に伴う浜田市国民健康保険条例の一部改正についても、追加提案したい。

河上局長 併せて皆にお願いします。最終日のゆうひパークの財産取得関係の議案については、議会運営委員会の開催を省略したい。よろしくお願いします。

布施委員長 皆よろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )  
ではここで執行部は退席されるが、委員から何かあるか。  
( 「なし」という声あり )  
ではここで執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

## 2 令和5年3月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

布施委員長 陳情が6件提出された。提出後、議長団及び当委員会の正副委員長で内容を確認し、付託先案のとおり付託することとした。付託先委員会の内訳は、総務文教委員会4件、産業建設委員会2件である。なお、陳情書取扱基準に該当するため議員配付とする陳情はなかった。付託先については資料2のとおりである。2月24日の全員協議会で議長から付託される。

## 3 浜田市議会個人情報保護に関する条例の制定について

布施委員長 これについて11月24日の議会運営委員会において、条例の制定について事務局から説明を受け、本年度中に提案する予定としていた。このたび条例案ができたので、その内容について事務局から説明をお願いします。

松井庶務係長 布施委員長 ( 以下、資料をもとに説明 )

布施委員長 浜田市議会個人情報の保護に関する条例の制定について、この案のとおり議会運営委員会から提案することにご異議ないか。

川上委員 57ページ第6章、罰則について。確かに罰則は必要だと思うが、罰則に値するとの判断は誰がするのかが出てこないが。

松井庶務係長 先ほども説明したが、正当な理由なく外部に情報を提供するといった事案があった際には、実際に捜査や起訴を行うのは議会ではなく検察である。

川上委員 それはわかる。検察が起訴かどうかを判断し、裁判所が判決を下す。今回の条例において誰が違反の判断をするかがわかりづらい。違反していると検察庁に訴えるのは誰か。議長が条例に基づいて措置を行うという判断が成立し、なおかつその命令に違反した場合は罰則または訴えるというならわかるが、それがどこにもうたっていない。誰が訴えるのか。

松井庶務係長 一例としてはその個人情報の本人が警察に被害届を出され、警察が捜査し送検して、検察が起訴する流れになるかと思う。

川上委員                    その点はわかる。それまでに、この中に書いてある「職員または職員であった者が」と第9条第1項に書いてある。これは個人から訴えられない限りはわからなかったではなく、情報を流した人がいた場合は誰がこれを判断するのか。個人情報が出て影響があった人が訴えるのは当然である。しかしその前に、個人情報が出てしまったという情報があった場合、影響がなくても個人情報が流れたという事実があるので、それについてはどうするのかと聞いている。

松井庶務係長              第2章に漏洩した場合の取扱いがある。漏洩した場合、議会は本人に連絡することになるので、それで本人は把握される。

川上委員                    漏洩したこと自体の判断は誰がするのか。訴えてこない限りわからない、それ以外は議会は知らない、訴えない限りは議会は全然構わない、知らないというのか。議会として情報が流れたという状況があれば、その時点で検察庁に訴える形にするのか。

布施委員長                暫時休憩する。

[ 10時 45分 休憩 ]  
[ 11時 00分 再開 ]

布施委員長  
松井庶務係長              委員会を再開する。  
罰則についての件だが、この条例については浜田市議会が保有する個人情報について定めたものなので、浜田市議会が保有する情報が外部に正当な理由なく提供された場合の罰則について、個別に定めるものである。

布施委員長                ほかに。  
( 「なし」という声あり )  
お諮りする。浜田市議会個人情報の保護に関する条例の制定について、この案のとおり議会運営委員会から提案することにご異議ないか。  
( 「異議なし」という声あり )  
では最終日に議会運営委員会委員長から提案させていただく。

#### 4 重要案件の意見交換会の案件見直しについて

布施委員長                重要案件の意見交換会の案件見直しについて、現在実施要領において意見交換会の案件として九つ定められているが、案件の見直しを毎年3月に行うこととしている。案件の見直しを総務文教委員会、福祉環境委員会、産業建設委員会へ依頼することとしてよろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )  
それでは本日付で委員長宛てに依頼する。なお、各委員会から案件報告期限は3月10日とする。案件の決定は3月17日の議会運営委員会においてお諮りする。

## 5 浜田市議会傍聴規則の見直しの検討について

布施委員長  
河上局長  
布施委員長

資料5を見てほしい。説明者。  
( 以下、資料をもとに説明 )  
先ほどの説明のような状況を踏まえ、傍聴規則の見直しを検討することとしてよろしいか。  
( 「異議なし」という声あり )  
それでは改正が必要な事項について会派で意見をまとめて、提出いただきたい。期限は3月10日金曜日とする。事務局から様式を送付するので、それにより提出をお願いする。

## 6 その他

### (1) 3月17日全員協議会での各種委員会等の開催状況報告について

布施委員長  
河上局長  
布施委員長

説明をお願いする。  
( 以下、資料をもとに説明 )  
報告者については説明のとおり、事務局へ3月14日までに報告をお願いする。資料提出も3月14日になっている。

### (2) 令和4年12月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について

布施委員長

12月定例会議中に提出があったアンケートについては資料7のとおりである。ご確認をお願いする。

### (3) その他

布施委員長

その他何かあるか。  
( 「なし」という声あり )

私から1点。共通認識ということで皆に確認させていただく。今回、委員会代表質問があるが、その際に発言を補完するため説明用パネルを使用する場合の作成費用については、個人一般質問と同様に政務活動費の経費の対象としてよろしいか。

牛尾委員

委員会代表質問なので、例えば委員が7人いれば7人で負担するという認識でよいのか。それとも委員会代表質問という一般質問であるから発言者が負担するのか。

布施委員長

委員会で負担するという意見は理解する。委員会の費用から出すという意味か。

牛尾委員

決めておかないといけないのでは。

笹田議長

それは委員会で決めてもらって結構なのだが、個人でされる方でもどうしても出したい場合はその費用を認めてもらえるかというだけの話である。委員会代表質問でも、委員会から許可をもらった上で個人でも出してよいかといったときに、個人の政務活動費を利用してよいかという確認の話。政務活動費を使わず委員会で各々出し

牛尾委員

合ってつくっても構わないし、個人で出す場合は個人の政務活動費として計上してもよいかという問いかけである。なので、各委員会で決めてもらってもよいが、それをまだ委員会でも決定されていないので、そういう取り計らいを今回お願いしている。

今後も委員会代表質問は続くと思う。浜田市議会として委員会代表質問する場合はこうあるべきだろうというようなものをつくるべき。委員会代表質問は委員会を代表してやるのだから、個人がやるけど、その辺の整理は必要ではないか。

布施委員長

暫時休憩する。

[ 11時 09分 休憩 ]

[ 11時 14分 再開 ]

布施委員長

委員会を再開する。今回委員会代表質問があるが、パネル作成費用は個人一般質問と同様に、資料作成費として政務活動費の対象にしてもよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにお願いします。次回の日程を確認したい。執行部から追加提案があるため、3月1日水曜日の一般質問終了後に開催したい。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。以上で議会運営委員会を終了する。

[ 11時 16分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会運営委員会委員長 布施賢司